

野田市農業委員会総会会議録（第9回）

1. 野田市農業委員会会長齊藤和夫は令和6年9月9日午後1時30分、野田市農業委員会総会を野田市役所野田市役所2階中会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

〈農業委員〉

2番 山田 賢一	4番 齋藤 和夫
5番 石塚 正夫	6番 遠藤 一浩
7番 吉岡 清美	8番 荒木 大輔
9番 染谷 美佐夫	10番 宇佐見 稔久
11番 後藤 和久	12番 鳩貝 直子
13番 藤井 愛子	

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第4号 農用地利用集積計画について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長補佐	宮本 武志
主任主事	高梨 将克
主事補	上田 和充

議長 ただいまから令和6年第9回野田市農業委員会総会を開会します。

(午後1時30分)

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

—異議なしの声多数—

異議なしと認めます。

10番 宇佐見 稔久 委員

11番 後藤 和久 委員 を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で850平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、新規就農のためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

染谷委員 今月は2班が担当で、9月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号 申請番号1番、3番、4番、議案第2号 申請番号6番、7番については後藤委員、議案第1号 申請番号2番、5番、議案第2号 申請番号1番から5番については荒木委員が報告します。

それでは、議案第1号 申請番号1番について後藤委員から報告をお願いします。

後藤委員 議案第1号 申請番号1番について報告します。

申請地は、堤台字北前の畑1筆で、保全管理されている農地でした。

事務局からも説明があったとおり、申請人は新規就農ですが、事務局で聞き取りを行ったところ、地主からの要望があり、本人としても家庭菜園をやりたいという気持ちもあったことから、売買に応じたとのことでした。

提出されている営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班におい

ては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 続きまして、申請番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 2 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 1,615 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 2 番について報告します。

申請地は、目吹字西坪前の田 1 筆で、耕作されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 6 筆で合計 1,711 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、農業経営の規模を縮小のため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 3 番について報告します。

申請地は、岩名字本郷の畑 6 筆で、肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 4 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 4 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、田 7 筆で合計 7,914 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由につきましては、譲渡人は、生前に農業経営を譲受人に継承させたいため。

譲受人は、農業経営を継承するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 4 番について報告します。

申請地は、船形字昭和上、昭和中、昭和下の田 7 筆で肥培管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 5 番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、田現況畑 1 筆で 581 平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権です。

申請理由につきましては、譲渡人は、高齢により農業経営の規模を縮小するため。

譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号 5 番について報告します。

申請地は、木野崎字城下の田現況畑 1 筆で多少雑草が生えている農地でした。

ここは一体的に田んぼを埋め立てた場所になりますが、元々の計画では、芝生を植える計画がありました。

しかし、たい肥センターの肥料が、なかなか分けてもらえない状況から、今回、試験的に早生桐の作付けを、1 筆だけ実施することです。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第1号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、目吹字砂田 畑1筆で799平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による資材置場及び駐車場用地です。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、一部に砂利が敷かれており資材置場及び駐車場用地として利用されているこ

とから、始末書が添付されています。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲が既存の資材置場であることから、囲いなどの計画はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から7番まですべての案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は、許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは議案第2号申請番号1番の、その他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については添付されています。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は吉春字栗向 畑1筆で776平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、清水公園駅から、おおむね1km以内であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、植木があり伐採している状況でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、既存の車両置場に隣接していることから、一部ネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、意見書には該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、吉春字西野宮 畑1筆、田2筆 合計2,395平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権による資材置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺に農地がないことと、既存の資材置場と隣接していることから、囲いなどの計画はありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区については、意見書には該当しないことを確認しております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番、5番について、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号4番、5番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、西三ヶ尾字溜台 畑3筆 合計2,457.96平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権による店舗用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

荒木委員 申請番号4番、5番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

給排水関係は、上水道を東脇12m道路から引き込み、汚水及び雑排水については、合併浄化槽処理後、雨水管へつながり放流、雨水は雨水浸透施設を設置し、貯留槽及び浸透マスにて、宅内処理とし、オーバーフロー分を側溝へ放流となります。

周辺農地への被害防除対策は、周辺に農地はありませんが、一部ネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番、7 番について、同一申請者のため一括して事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号 6 番、7 番についてご説明いたします。

申請地は、東宝珠花字下ノ内 畑 2 筆 合計 814 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による車両置場用地です。

以上です。

議長 本案についても、現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

後藤委員 申請番号 6 番、7 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、関宿支所から、おおむね 300m 以内であることから、第 3 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲をネットフェンスで囲う計画です。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書については添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま議案第 2 号について事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号 申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせずに平成2年頃から宅地の進入路として利用し、現在に至っております。

平成2年撮影の航空写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 ただいま議案第3号について事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。
次に移ります。

議長 議案第 4 号「農用地利用集積計画について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 4 号についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。

野田市長より令和 6 年 8 月 28 日付けで、令和 6 年度第 5 次農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項により農業委員会の決定を求められています。

7 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございますが、5 年の賃借権設定が合計 9 筆 6,174 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。
質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 4 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 報告事項に移ります。
「報告第 1 号から第 5 号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 1 号から報告第 5 号についてご説明いたします。

報告事項の 1 ページから 4 ページをご覧ください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の権利移動の届出は、7 件受理しております。

次に 5 ページをご覧ください。

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1 件受理しております。

次に 6 ページから 7 ページをご覧ください。

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、5 件受理しております。

なお、報告第 1 号から第 3 号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に 8 ページをご覧ください。

報告第 4 号 農地使用貸借契約の解約通知について 1 件提出がありました。

次に 9 ページをご覧ください。

報告第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について 1 件提出がありました。

「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、昭和 60 年 10 月 17 日付け農林水産省構造改善局農政部長通知により現地調査にあたることとなっておりますので、7 月 26 日 地元の山田推進委員と職員 2 名で現地調査を行いました。

現地は、肥培管理され農地として使用されていまして、農業経営を引き続き行っていることを確認いたしました。

説明は以上となります。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質問・答弁—

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

議長 以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。

(午後 3 時 0 0 分)